

兵庫県公報

平成22年8月24日 火曜日 第2212号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 南あわじ市の区域内における字の区域変更（市町振興課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○ 土地改良法に基づく換地処分を行った旨の届出（同）	3
○ 漁船保険の付保義務の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	3
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	3
○ 保安林の指定（同）	4
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
公安委員会告示	
○ 技能検定員審査の実施	5
○ 教習指導員審査の実施	6
正 誤	
○ 平成12年3月31日付け兵庫県公報第11号外中	7

告 示

兵庫県告示第868号

南あわじ市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、南あわじ市長から届出があった。

平成22年8月24日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
八木大久保	向	212	八木大久保	高丸
神代社家	上中原	1399	神代社家	家ノ西
	家ノ東	1048		
	谷	1059の3		
	中原	1049		
		1052の1 1052の2 1053から1056まで	神代社家	松ノ下
賀集八幡	中山	880の3	賀集八幡	橋谷
	橋谷	852の4	賀集八幡	中山
阿万吹上町	ほふこら	1251の1	阿万吹上町	阿以谷
市小井	妙見	12	市小井	桶河

	東 原	124	市小井	川 原
	カオ田	177	市小井	大 川
	川 東	445の11 445の24	市小井	市 道
市 徳 長	前 川	571の 3	市 徳 長	小 物 間
	渡 田	587の 2	市 徳 長	稲 先
市 三 條	久 保 畑	888の 3 888の 6 889の 2 889の 3	市 三 條	市 山 道
	才 ノ 神	946の10		
	市 山 道	887の 3	市 三 條	久 保 畑
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成22年 4月 1日現在の地番である。



兵庫県告示第869号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

松本土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	東 良 一	南あわじ市志知松本281番地 1
同	奥 井 茂 木	同 市志知松本431番地
同	前 川 和 之	同 市志知松本135番地
同	宮 本 忠 彦	同 市志知松本296番地
同	黒 田 悦 司	同 市志知松本388番地
同	宮 崎 芳 行	同 市志知松本360番地
同	町 口 福 一	同 市志知松本298番地
同	稲 井 光 昭	同 市志知松本42番地
同	奥 井 功	同 市志知松本426番地
同	町 口 和 正	同 市志知松本410番地 1
同	橋 本 和 明	同 市志知松本110番地
同	堀 川 敬 一	同 市市徳長661番地 1
同	藤 川 徹	同 市市徳長465番地
監 事	早 川 正	同 市志知松本283番地
同	稲 崎 健 二	同 市志知松本385番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 井 茂 木	南あわじ市志知松本431番地
同	町 口 福 一	同 市志知松本298番地
同	前 川 和 之	同 市志知松本135番地
同	稲 井 光 昭	同 市志知松本42番地
同	奥 井 功	同 市志知松本426番地
同	町 口 和 正	同 市志知松本410番地 1
同	橋 本 和 明	同 市志知松本110番地

同	稲 本 幸 児	同	市志知松本391番地
同	宮 崎 芳 行	同	市志知松本360番地
同	堀 川 敬 一	同	市市徳長661番地 1
同	藤 川 徹	同	市市徳長465番地
同	黒 田 悦 司	同	市志知松本388番地
同	宮 本 忠 彦	同	市志知松本296番地
監 事	早 川 正	同	市志知松本283番地
同	稲 崎 健 二	同	市志知松本385番地



兵庫県告示第870号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成22年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市の名称	地 区 名
南あわじ市	東沖田地区



兵庫県告示第871号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成22年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
美方郡新温泉町浜坂1372番地の1 塩 川 英 作 同 郡同 町諸寄3237番地の1 宮 本 政 昭 同 郡同 町芦屋812番地の1 松 本 齋	浜坂町	浜坂町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成22年 8月24日から同年 9月 7日まで
- (2) 縦覧場所 浜坂町加入区 美方郡新温泉町芦屋633番地の1 浜坂町漁業協同組合



兵庫県告示第872号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成22年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
南あわじ市志知中島字野神谷1022、1023の1から1023の15まで、1024（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第873号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成22年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

洲本市中川原町安坂字源氏谷1414の95から1414の98まで、字壁坂1421の15、1421の18、1421の22から1421の25まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字源氏谷1414の98・字壁坂1421の15（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1421の23

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第874号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成22年 8月24日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
城 山	美 方 郡	香 美 町	小代区城山		188番から192番までの各一部、206番から223番まで、225番の一部、237番の一部、238番、239番の一部、240番1、240番2、241番、242番、243番1の一部、243番2、244番、246番の一部、248番の一部、252番の一

				部、253番の一部、191番から253番に至る地先の道路敷の一部、206番から208番に至る地先の道路敷、214番から218番に至る地先の道路敷、219番から220番に至る地先の道路敷、191番から253番に至る地先の水路敷の一部、208番から211番に至る地先の水路敷
			中 川 原	301番 2
			白 山	415番の一部、416番 1 の一部、435番 2 から435番 4、436番から438番、439番の一部、415番から416番 1 に至る地先の道路敷
			松 尾	690番 1 の一部、696番、697番 1 の一部、697番 3 の一部、698番の一部、699番の一部、697番 1 から699番に至る地先の道路敷の一部

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第254号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識について行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年 8月24日

兵庫県公安委員会
委員長 下 村 俊 子

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（^{けん引}牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成22年10月2日（土）

3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(i) 提出書類

ア 審査申請書 1通

審査申請書は、平成22年 8月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん引}牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成22年8月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成22年8月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（^{けん}引）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成22年11月2日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

~~~~~

**兵庫県公安委員会告示第255号**

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年8月24日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（<sup>けん</sup>引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成22年10月2日（土）

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成22年 8月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

- イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
- ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）
- オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）
- カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成22年 8月24日（火）から同月27日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成22年 8月27日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成22年11月2日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話 (078) 912-1628

正 誤

○平成12年 3月31日付け（兵庫県公報第11号外）  
文書管理規則（平成12年兵庫県規則第55号）中

| (ページ) | (行)   | (誤)   | (正)   |
|-------|-------|-------|-------|
| 9     | 上から 4 | 事務引継者 | 事務引継書 |